教育公報

三重県教育委員会

目 次

規	則	三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	企	画	チ	-	۵	2頁
		三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	企	画	チ	-	۵	2頁
		三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則	経	営	チ	-	۵	3頁
		三重県教育財産規則の一部を改正する規則	教	育施	設:	チー	۵	4頁
		三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教	育改	革:	チー	۵	8頁
		公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規	ļ					
		則	給	与	チ	-	ム	8頁
		三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則	経	営	チ	-	۵	9頁
		三重県営松阪野球場条例施行規則の一部を改正する規則	スオ	パーツ	ノ振勇	チ-	-4	9頁
告	示	三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示	企	画	チ	-	۵	11頁
		三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示の一部を改正する)					
		告示	企	画	チ	-	۵	11頁
		三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示	経	営	チ	-	٨	12 頁
訓	令	三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令	企	画	チ	-	٨	12 頁
		三重県教育委員会鍵情報等管理規程	経	営	チ	-	٨	12 頁
		三重県立学校事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	経	営	チ	-	٨	14 頁
		支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を	:					
		改正する訓令	経	営	チ	-	۵	14頁
		三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令	経	営	チ	-	٨	14 頁
		三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令	経	営	チ	-	۵	15頁
		県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令	給	与	チ	-	۵	15頁
		県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	給	与	チ	-	۵	15頁
		三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	教	哉員:	支援	チー	۸.	16頁
		三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	教職	戦員:	支援	チー	۸.	17頁
公	告	公益法人の許可	経	営	チ	-	ム	17頁
		公立幼稚園の名称及び位置変更届の受理	教	育施	設:	チー	۵	17頁
		公立幼稚園の廃止の認可	教	育施	設:	チー	۵	18頁
		公立学校の位置変更届の受理	教	育施	設:	F –	ム	18 頁
		公立学校の名称変更届の受理	教	育施	設:	チー	۵	18頁
		公立学校の廃止届の受理	教	育施	設:	F –	٨	18 頁
		公立学校の設置届の受理	教i	育施	設:	チー	۵	19 頁
		公立学校の分校設置届の受理	教	育施	設:	F –	۵	19 頁
お知	らせ	三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の一部を改正する告示	スオ	パーツ	/振興	チ-	۵-	19 頁
正	誤	平成15年1月4日付け教育公報号外	企	画	チ	-	۵	20頁
		平成15年11月27日付け教育公報第1480号	企	画	チ	_	4	21 頁

八 職員の任免、分限、懲戒、公務災害、服務、勤務条件、人事記録その他の人事に関すること。

- **五 市町村立学校施設整備の助成及び技術指導に関すること。**
- 四 教育財産の維持管理に関すること。
- 三 県立学校その他の教育機関の施設整備に関すること。
- 二 職員の結与に関すること。
- **一 県立学校の設置及び廃止に関すること。**
- 第七条 第五条第二号に定める学校施設及び職員に関する事務は、次のとおりとする。

第六条の次に次の一条を加える。

とうる。 と

第七条中「第五条第二号」を「第五条第三号」に改め、同条第二号中「入学定員及び」を削り、同条を第八条

第八条中「第五条第三号」を「第五条第四号」に改め、同条を第九条とする。

第九条中「第五条第四号」を「第五条第五号」に改め、同条を第十条とする。

第十条を削る。

十六 県立学校の人学定員に関すること。

える。

質向上活動」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「行政経営品質向上活動」を「みえ政策評価システ ム」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加

第六条中「政策企画」を「経営企画」に改め、第三号を削り、同条第四号中「政策推進システム」を「経営品

五 教職員研修に関する事務

- 四 生涯学習に関する事務
- 三 学校教育に関する事務
- 二 学校施設及び職員に関する事務
- | 雑割の国に関する事務
- 第五条 本庁の分掌事務は、次のとおりとする。

(本庁の分学事務)

第五条を次のように改める。

第四条の三中「チーム」を「室」に改める。

第四条の二(見出しを含む。) 中「プロジェクトグループ」を「プロジェクト」に改める。

第四条中「チーム」を「室」に改める。

三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会規則第十号

三重県教育委員会教育長 作 野 田 霊

平成十六年三月二十九日

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

第十二条第二項中「第二条第一項但し書の規程による秘密会の議事要領および」を削る。

規

三重県教育委員会会議規則(昭和三十一年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。 第八条第一項中「総括マネージャー」を「総括室長」に、「マネージャー」を「室長」に改める。

則

三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会規則第九号

三重県教育員会委員長 骭 史 黑

三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年二年二十九日

六 学校の組織及び教職員定数に関すること。

七事務局及び教育機関の組織及び職員定数に関すること。

教育公報第1484号 平成16年3月29日発行

- 九 職員の争訟に関すること。
- 十 教員の養成に関すること。
- 十一 人材政策に関する情報システムの最適化に関すること。
- 十二 職員の人材開発に関すること。
- 十三 職員の福利厚生に関すること。
- 十四 県立学校の教職員の安全及び衛生に関すること。
- 十五 教職員の恩給(退隠料等を含む。)に関すること。
- 十六 公立学校共済組合に関すること。
- 十七 三重県公立学校職員互助会(三重県退職教職員互助会を含む。)に関すること。
- 十八 法第四十八条の規定による、市町村に対する一般的事項の指導、助言又は援助に関すること。
- 及び廃止等の認可に関すること。 十九 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条及び第八十二条の八の規定による公立学校等の設置

二十 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する事務の処理に関すること。

第十三条中「チーム」を「室」に、「マネージャー」を「室長」に改める。

第十六条第三項中「課、係及び」を削る。

長」に、「チーム」を「室」に改め、同項第三号中「プロジェクトグループ」を「プロジェクト」に改める。第十七条第一項第一号中「総括マネージャー」を「総括室長」に改め、同項第二号中「マネージャー」を「室

第十九条第一項の表中

Γ	行政経営・防	本庁に限る。	上司の命を受けて、	行政経営品質向上活動及び教育防災に関する	J
			事務を処理する。		₩

人材特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、	人材政策に係る調整に関する事務を処理する。	
特別支援教育	本庁に限る。	上司の命を受けて、	特別支援教育に関する事務を処理する。	に改め、
恭 侣鼆				ı

制度改革特命担当監の項を削る。同表人権教育推進特命担当監の項中「人権教育推進特命担当監」を「人権教育特命監」に改め、同表教育公務員

温 宝

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十九日

三重県教育委員会委員長 作野 史 朗

三重県教育委員会規則第十一号

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

この規則中「チーム」を「室」に改める。

三重県教育委員会公印規則(昭和三十三年三重県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「プロジェクトグループ」を「プロジェクト」に改める。

別表中地域機関及び教育機関の長印の頃を次のように改める。

3

機 及 地域 な は 単 数 数 域 は 単 数 数 域 は 単 単 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	三二二二二	(# C	*	公文書用	学校の分校を除く)合地域機関及び教育機関(県立
中国	三方二	(地域機関・教育機関) 長印 ()	事の	*	公文書用	まませな友(二)養護学校東紀州くろしお学園(三) (三) 南伊勢高等学校南島分校 (二) 南伊勢高等学校南島分校 (二) 南伊勢高等学校度会分校 (二)

金宝

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県教育財産規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十九日

三重 果 教育委員会委員長作 野型 史朗

三重県教育委員会規則第十二号

三重県教育財産規則の一部を改正する規則

三重県教育財産規則(昭和四十二年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「三重県公有財産規則(昭和三十九年三重県規則第六十六号。以下「公有財産規則」という。)」を

「公有財産規則」に改め、「課」を「室」に改める。

第七条中「課」を「室」に改め、「殿」を「様」に改める。

第八条中「課」を「室」に改める。

第一二条第二項中「所属替入教育財産引継書」を「所属替教育財産引継書」に改める。

第二十一条及び第二十四条中「課」を「室」に改める。

別紙様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第1号(第12条関係)

所属替教育財産引継書

別紙 (下記) 目録のとおり、教育財産を に使用するため 年 月 日所属替えすることになつ たから引継ぎをする。

年 月 日

(旧所属機関の長) 印

(新所属機関の長) 印

目 録

- 1 台帳副本写し
- 2 登記簿抄本
- 3 関係図面 (字限図写し、位置図、平面図、実測図、その他必要な図面)
- 4 当該財産を取得した際の契約書写し又は授受証書写し
- 5 当該財産の時価見積書
- 6 その他参考となる資料

(規格A4)

様式第2号 (第16条関係)

教育財産使用許可申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

下記のとおり教育財産を使用したいので、許可されるよう申請します。

記

			_			
	<u>+</u>	地	所	在	地	
使	_	- Ľ	地		積	
用			所	在	地	
財産	建	物	構		造	
の表			面		積	平方メートル (建坪) 平方メートル (延坪)
示	その	他	種		類	
	財	産	数	#	等	
使	用目	的	及	び用	途	
使	用	希	望	期	間	年 月 日から 年 月 日まで
使	用	希	望	時	間	時 分から 時 分まで
希	望	Û	吏	用	料	
使	用許	可	申	請理	由	
添	ń	t	1		類	1 戸籍抄本 (法人にあつては、定款の写し) 2 関係図面
備					考	

(規格A4)

様式第3号 (**第**19条関係)

教育 財産 使用許可書

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあつた教育財産の使用については、下記のとおり許可する。

年 月 日

許可者職氏名

印

記

- 1 使用財産の表示
- 2 使 用 目 的
- 3 使 用 期 間 年 月 日から

年 月 日まで

4 使 用 時 間 分から

時 分まで 5 使 用 料

6 条 件

(裏面)

使用上の注意

- 1 本許可書以外の使用目的に許可を得ずして変更した場合は、許可を取り消すことがあること。
- 2 許可のあつた場所以外に立ち入り、または施設、備品を無断で使用することは禁ずる。
- 3 会場の秩序が乱れ、管理財産の保全に支障があると認められるときは、使用の停止または取り消すことがあること。
- 4 施設および備品を破損または滅失した場合は、使用者は、弁償の責に任ずること。
- 5 来会者の整備指導のため、または電話連絡のために必要な係員を配置し、当機関の管理運営上支障のないよう心掛けること。
- 6 使用者は、設備のない場所での禁煙を絶対厳守させること。
- 7 使用者は、使用後直ちに使用物件を整理整頓し、火気その他異状の有無を確認のうえ管理者へ引き継ぐこと。 (規格 A 4)

様式第4号 (第20条関係)

教育財産現状 (使用目的) 変更許可申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 様

申請者 住 所 氏 名 ^印

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

下記のとおり使用許可財産の原状 (使用目的) を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

使用財産の表示	
使 用 年 月 日	
現在の使用目的及び用途	
原状又は使用目的を変更 しょうとする理由	
原状又は使用目的を変更 しようとする部分を明示 した平面図、 配置図等	関係図面は別添のとおり
備考	

(規格A4)

温温

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(株理) (株理) (株理) (株理) (株理) (株理) (株理) (株理)	Ri Alian Ali	数		臣	椡	愈	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	指	百	小点				索引番号	咖		
 産の所在 (中央市) (中央市) (中央市) (中央市) (中央市) (中央市) (中央市) (中央市) (中央市) (中月日) (中月日) (中月日) (中月日) (中月日日) (中月日日) (中月日日本日日から年月日本日日本日日本日日本日日本日日本日日本日日本日日本日日本日日本日日本日日本日										田	钿	匠					
(中) (中) <th< td=""><td>産の所</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>医角部 の相手方</td><td>氏ななるがは、</td><td>になる 場合 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></th<>	産の所									医角部 の相手方	氏ななるがは、	になる 場合 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学					
地・離り 種目(地目) 構 治 数 量 使用許可数量 体 月 日から 年 月 日まで										使用許可年 月 日		枡			ш		
1	かって	種又	(地田) 田田)	雗		#≾	-	使用許	可数量		卅	田	日から	#	日	日まで	
F										电	卅	田	日から	卅	田	#6	
A										田 指	卅	町	日から	#	町	#6	
A										同單	卅	町	日から	卅	町	₩	
決定年月日 金 額 貸 日本日 日本日											卅	田田	日から	卅	町	₩	
											卅	田田	日から	卅	町	₩	
	決定年	日日	缃	概	#	<u></u>	##	埔	樫	決定年月					##	埔	樫
	图 —	_								_							
	<u></u>																
	_	_								_							

7

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県教育委員会教育委員長 作 野 史 霊

三重県教育委員会規則第十三号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正す

第八十六条を次のように改める。

(孙校翃狐七型)

第八十六条 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営に関する計画を策定し、その実施状況等について保 護者等に対し説明を行うとともに、公表するものとする。

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公立学校の非常畝職員の報酬及び費用弁備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十九日

三重県教育委員会委員長 作 野 田 霊

三重県教育委員会規則第十四号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁備に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の非常動職員の報酬及び費用弁備に関する規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号)の一部 を次のように改正する。

第四条中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

別表第一基本額の欄中 二二一四、〇〇〇円」を「二二九、〇〇〇円」に改め、同表加給額の欄中「算出した」 の下に「支給単位期間が一箇月である場合の」を加え、「月額」を「額」に改め、同表中

_					
Г	学 核	薬 別 別	1至七、000円		
	翅業函	国人 大満の る い で の で の の の の の の の の の の の の の の の の	K00' 000E		
		者 二百人未満の 真数百人以上担当する教職	#<0, 000E		柳
		の者上三百人未満員数二百人以担当する教職	九六O、OOOE		J
Γ	孙 校	薬 紀 հ	五四、000円		

三九、000円 伳 継 Ҝ 1、1100年日 担当する教職員 数(毎年五月一 日現在における 教職員数) を乗 じて得た額

に改める。

「算出した」の下に「支給単位期間が一箇月である場合の」を加え、「月額」を「額」に改める。に、「二、五七〇円」を「二、五六〇円」に、「五、九〇〇円」を「五、八七〇円」に改め、同表加算額の欄中六〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、八二〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、七五〇円」を「二、七三〇円」を「二、七三〇円」を「二、七三〇円」を「四、七〇〇円」を「四、十〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、十〇〇円」に、「四、

密温

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十九日

三重果教育委員会委員長 作野 史 朗

三重県教育委員会規則十五号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十六号)の一部を次の

改める。日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第十四条第一項」に、「学資金」を「第一種学資金」に第三条第一項第四号中「日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十二条第一項」を「独立行政法人

第一号様式表面中、「又は保護者」を削る。

温 宝

(福仁型口)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県営松阪野球場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十九日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会規則第十六号

三重県営松阪野球場条例施行規則の一部を改正する規則

第一号様式を次のように改める。三重県営松阪野球場条例施行規則(昭和五十年三重県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第1号様式 (第4条関係)

三重県営松阪野球場使用許可申請書

年 月 日

三重県営松阪野球場管理者 様

住 所 氏 名 又は名称及 び代表者名 電 話

下記のとおり、三重県営松阪野球場の使用許可を受けたいので申請します。

記

使	用日	時	年	月	日 午前		時	分から	午前 午後	時	分まで
使	用	者		児童:	生徒	•	-	その他のす	Š		
目		的						入場	予定者数	約	人
λ	場	料	有	(ı	円)	•	無	

きりとり

三重県営松阪野球場使用許可書

年 月 日

申請者様

三重県営松阪野球場管理者 印

下記のとおり、三重県営松阪野球場の使用を許可します。

記

	使月日	用 許	可時	年	月	日	午前 午後		時	3	分から	午前 午後	時	分まで
[使	用	料					円		取	扱	者		

備考

- 1 使用許可後に使用廃止をしようとするときは、速やかに管理者に使用廃止届 (第2号様式) を提出すること。(使用許可書添付)
- 2 使用廃止届を受理したときは使用料を還付する。
 - 1) 使用の日前7日までのときは使用料の額の半額。
 - 2) 使用の日前3日までのときは次により使用料の額の4分の1の額。
- 3 使用料の還付を受けようとするときは過 (誤) 納金還付請求書により請求すること。

無川中獎 14 千 「第2号様式」 や「第2号様式 (第5条関係)」 旦 21 名の。

金宝

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第34号

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成16年3日29日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱規程(昭和25年三重県教育委員会告示第24号)の一部を次のように改正する。第1条第1項中「及び県教育委員会事務局の各マネージャー等(以下「市町村の教育委員会等」という。)」を「並びに県教育委員会事務局の各室長(三重県教育委員会事務局組織規則(昭和43年教育委員会規則第6号)第17条第1項に定める室長をいう。以下同じ。)及び各推進監(同項に定める推進監をいう。以下同じ。)(以下「各室長等」という。)」に改め、同条第2項中「県教育委員会事務局の各マネージャー等」を「各室長等」に改め、同条第3項中「各マネージャー等」を「各室長等」に改め、「(昭和43年教育委員会規則第6号)」を削る。

第2条第1項中「前条」の下に「第1項」を、「推薦するものにあっては、」の下に「必要書類に」を加え、「所轄」を「所管」に、「当該所長はこれに意見を付し、推薦書(第1号様式)の写1通を添え、教育委員会事務局の関係マネージャー等(以下「マネージャー等」という。)」を「提出を受けた教育事務所長はこれに推薦書(第1号様式)を添え、関係の室長又は推進監(以下「関係室長等」という。)」に改め、同条第2項中「前条の規定により」を「前条第3項の規定により、」に、「マネージャー等」を「関係室長等」に改め、「推薦するものにあっては」の下に「、必要書類に」を加え、同条第3項中「推薦書」を「必要書類」に、「マネージャー等」を「関係室長等」に改め、「意見を付して」を削り、同条に次の2項を加える。

- 4 各室長等が自ら推薦するものにあっては、必要書類を教育長に提出しなければならない。
- 5 前 2 項の規定により必要書類を提出する場合、各室長等は推薦書 (第 1 号様式) を添え提出しなければならない。

第3条中「推薦書(第2号様式又は第3号様式)には、次の事項を記載しなければならない」を「次の事項を、団体(教育機関を含む。以下同じ。)の場合は推薦書(第3号様式)に、個人の場合は推薦書(第2号様式)及び履歴書(第4号様式)に記載しなければならない」に、同条第1号中「団体(教育機関を含む。以下同じ。)」を「団体」に改め、同条第2号1中「本籍、」及び「。(戸籍抄本及び履歴書を添えること。)」を削り、同号2を次のように改める。

2 表彰歴

第3条第2号3を削り、同号4中「事項。」を「事項」に改め、同号4を同号3とし、同号5中「本籍、」を削り、同号5を同号4とする。

第5条中「民法」の下に「(明治29年法律第89号)」を加える。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第2条関係)」に改め、「印」を削る。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第3条関係)」に、「3 功績内容」を「2 功績内容」に、「5 その他参考となる事項」を「3 その他参考となる事項」に改め、「2 性行及び徳望」及び「4 賞罰の有無」を削る。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式 (第3条関係)」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式 (第3条関係)」に、「賞 罰」を「表彰歴」に改める。

第5号様式を削る。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

三重県教育委員会告示第35号

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定めます。 平成16年3月29日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示 (平成12年三重県教育委員会告示第12号) の一部を次のように改正する。

附則中「規則」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県教育委員会告示第36号

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱 (平成15年三重県教育委員会告示第21号) の一部を次のように改正する。

第13号様式中「経営チーム」を「予算経理室」に改める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

訓令

教委訓第7号

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会教育長事務専決規程 (昭和31年教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。 別表 (第一条関係)中

営・防災特命担当監 人権教育推進特命担当監 教育公務員制度改革特命担当監事務局 理事 参事 総括マネージャー(マネージャー)推進監 副参事 専門監 行政経

」を

」に改める。

同表博物館の項中、「副参事」を削る。

附則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

教委訓第8号

三重県教育委員会鍵情報等管理規程をここに公布します。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県教育委員会鍵情報等管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県教育委員会処務規程(平成14年教委訓第4号。以下「処務規程」という。) 第32条 の2第2項に規定する電子署名等の実施に関する基本的な事項を定めるとともに、鍵情報等の管理及び使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

- **第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。**
 - (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年法律第102号) 第2条第1項に規定する電子 署名をいう。
 - (2) 本庁室 三重県教育委員会事務局組織規則(昭和43年三重県教育委員会規則第6号。以下「組織規則」

という。) 第4条の規定により設置される室 (組織規則第4条の2の規定により設置されるプロジェクトを含む。) をいう。

- (3) 地域機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 組織規則第14条第1項に規定する地域機関
 - 口 三重県立博物館条例 (昭和39年三重県条例第49号) 第1条に規定する三重県立博物館、三重県立熊野少年自然の家条例 (昭和51年三重県条例第60号) 第1条に規定する三重県立熊野少年自然の家、三重県立美術館条例 (昭和57年三重県条例第1号) 第1条に規定する三重県立美術館、斎宮歴史博物館条例 (平成元年三重県条例第6号) 第1条に規定する斎宮歴史博物館及び三重県総合文化センター条例 (平成6年三重県条例第5号) 第1条第2項第4号に規定する三重県立図書館
 - 八 三重県立高等学校条例 (昭和39年三重県条例第46号) 第1条に規定する三重県立高等学校及び三重県立特殊教育諸学校条例 (昭和39年三重県条例第47号) 第1条に規定する三重県立特殊教育諸学校
- (4) 地方公共団体組織認証基盤 地方公共団体が住民、企業、国又は他の地方公共団体との間で交換する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式(以下「電磁的方式」という。)で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成される文書(以下「電子文書」という。)が真正なものであることを認証するための基盤をいう。
- (5) 鍵情報等 地方公共団体組織認証基盤における三重県認証局によって発行された電子署名を実施するために用いる符号及びこれを格納したカード (電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。) をいう。

(電子署名の種類)

- 第3条 電子署名の種類は次のとおりとする。
 - (1) 職署名
 - ア 三重県教育委員会署名
 - イ 三重県教育委員会委員長署名
 - ウ 三重県教育委員会教育長署名
 - 工 三重県教育委員会教育長職務代理者署名
 - オ 地域機関等の長の署名
 - (2) 三重県教育委員会権限者署名 処務規程第32条の2第1項に規定する総合行政ネットワークの電子文書 交換システムにより交換される文書において、当該文書の発信者名の職責を持つ発信者により正当に発せ られたものであることを認証する電子署名であって、前号に該当しないものをいう。
 - 2 前項の規定は、特別の理由により、同項各号に掲げる署名以外の電子署名を設けることを妨げない。 (鍵情報等制定権者)
- 第4条 鍵情報等の発行、更新、廃止及び失効の申請事務を統括するため、三重県教育委員会事務局に鍵情報等制定権者を置き、三重県教育委員会教育長をもって充てる。

(鍵情報等管理者)

第5条 第3条に掲げる電子署名を実施するために使用する鍵情報等を管理するため、三重県教育委員会事務局 予算経理室に鍵情報等管理者を置き、同室長をもって充てる。

(鍵情報等行使者)

- 第6条 鍵情報等を保管する本庁室及び地域機関等の長は、それぞれ鍵情報等行使者を定め、鍵情報等の保管及 び使用並びにその他鍵情報等に関する事務の適正な処理に努めなければならない。
 - 2 鍵情報等行使者が不在のときは、鍵情報等管理者があらかじめ指名した職員がその職務を行うものとする。 (鍵情報等の発行)
- 第7条 鍵情報等制定権者は、鍵情報等の発行を必要とするときは、三重県認証局に申請を行うものとする。 (鍵情報等の更新等)
- 第8条 鍵情報等制定権者は、鍵情報等を更新し若しくは廃止しようとするとき、又は鍵情報等を事故により失効させようとするときは、三重県認証局に申請を行うものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、電子署名の実施、鍵情報等の発行及び更新等については、知事の事務部 局の例による。

附 則

(準用)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

教委訓第9号

三重県立学校事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県立学校事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁及び委任規程(平成15年教委訓第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県立学校事務決裁規程

第1条中「手続き並びに委任」を「手続き」に改める。

第3条及び第4条中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

別表中決裁区分欄の専決者欄中「教頭」を「副校長教頭」とし、「備考」を「備考 (印は副校長を置く学校で副校長が専決するもの)」とし、区分2の事項1、2、区分3の事項1、2、3、4、5、8、及び、区分8の事項1、5、6、7、8の備考欄に「 」を加え、区分5の事項欄中「1」を削る。

附目

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

教委訓第10号

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程 (昭和62年教委訓第5号) の一部を次のように改正する。

第3条中「主管チーム」を「当該事務を所掌する室」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

教委訓第11号

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公印取扱規程(昭和39年教委訓第6号)の一部を次のように改正する。

この規程中「チーム」を「室」に、「マネージャー等」を「室長等」に、「主管チーム」を「主管室」に、「経 営チームマネージャー」を「予算経理室長」に、「マネージャー等」を「室長等」改める。

第2条中「チーム」を「室」に、「プロジェクトグループ」を「プロジェクト」に改める。

第3条第1項中「経営チーム」を「予算経理室」に改め、同条第2項中「教育委員会事務局経営チームマネージャー (以下「経営チームマネージャー」という。)」を「教育委員会事務局予算経理室長 (以下「予算経理室長」という。)」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式 (第3条関係)」に、「(保管するチーム又は教育関係機関名)」を「保管する室又は教育機関名)」に、「公印取扱主任者」を「公印取扱主任」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式 (第4条関係)」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式 (第4条関係)」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式 (第4条関係)」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式 (第8条関係)」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

教委訓第12号

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会処務規程(平成14年教委訓第4号)の一部を次のように改正する。

この規程中「本庁チーム」を「本庁室」に、「チーム」を「室」に、「プロジェクトグループ」を「プロジェクト」に、「マネージャー」を「室長」に、「マネージャー等」を「室長等」に、「経営チームマネージャー」を「予算経理室長」に、「経営チーム」を「予算経理室」改める。

第5条第2項中「(平成14年三重県条例第17号)」を「(平成14年三重県条例第1号)」に改める。

第21条第1項第1号中「(昭和50年三重県教育委員会訓令第2号)」を「(平成8年教委訓第4号)」に改める。 附 即

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

教委訓第13号

各県立高等学校

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱 (昭和48年教委訓第1号) の一部を次のように改正する。 第4条中「地方公務員法」を「地方公務員法 (昭和25年法律第261号)」に改める。

第10条第1項中「70,000円」を「69,000円」に、「3,000円」を「2,900円」に、「1,500円」を「1,450円」に改め、「算出した」の次に「支給単位期間が1箇月である場合の」を加え、「通勤手当の月額」を「通勤手当の額」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

教委訓第14号

県立高等学校 県立盲学校 県立聾学校 県立養護学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令(昭和54年教委訓第3号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第11条中「給与を担当するマネージャー」を「福利・給与室長」に改める。

別表中「別表」を「別表 (第2条、第3条関係)」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式 (第8条関係)」に改める。

附則

この訓令は平成16年4月1日から施行する。

教委訓15号

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

三重県教職員住宅管理規程 (昭和42教委訓第1号) の一部を次のように改正する。

「別表

住 宅 名	種別	建設年度	戸数	家 賃 (月額)	所 在 地	住宅の管理 事務を行う者
(略)						
菰野教1号~3号	世帯者用	昭和41年度	3	3,000	三重郡菰野町	菰野高等学校長
菰野教4号~6号	世帯者用	昭和43年度	3	3,500	"	"
(略)						
度会教1号	世帯者用	昭和43年度	1	3,500	度会郡度会町	度会高等学校長
南島教1号~5号	世帯者用	昭和48年度	5	11,500	度会郡南島町	南島高等学校長
(略)						
南勢教 4 号 ~ 13号	世帯者用	昭和 54 年度	10	17,000	度会郡南勢町	南勢高等学校長
(略)						
尾工教11号~12号	世帯者用	昭和 42 年度	2	3,500	"	11
(略)						
中勢地区教 A 1号~7号	世帯者用	平成3年度	6	33,500	香良州町	教職員支援チームマ ネージャー
(略)						

を

「別表 (第10条関係)

がな (おうが)						
住 宅 名	種別	建設年度	戸 数	家 賃 (月額)	所 在 地	住宅の管理 事務を行う者
(略)						
菰野教4号~6号	世帯者用	昭和43年度	3	3,500	三重郡菰野町	菰野高等学校長
(略)						
度会教1号	世帯者用	昭和43年度	1	3,500	度会郡度会町	南伊勢高等学校長
南島教1号~5号	世帯者用	昭和48年度	5	11,500	度会郡南島町	"
(略)						
南勢教 4 号 ~ 13号	世帯者用	昭和 54 年度	10	17,000	度会郡南勢町	"
(略)						
尾工教12号	世帯者用	昭和42年度	1	3,500	"	11
(略)						
中勢地区教 A 1号~7号	世帯者用	平成3年度	6	33,500	香良州町	福利・給与室長
(略)						

に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式 (第5条関係)」に、「第2号様式」を「第2号様式 (第8条関係)」に、「第3号様式」を「第3号様式 (第8条2項関係)」に、「第4号様式」を「第4号様式 (第9条関係)」に、「第5号様式」を「第5号様式 (第13条関係)」に、「第6号様式」を「第6号様式 (第15条関係)」に、「第7号様

式」を「第7号様式 (第17条関係)」に及び「第8号様式」を「第8号様式 (第21条関係)」に改める。 附 即

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

教委訓第16号

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月29日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教育支援分野総括マネージャー」を「教育支援分野総括室長」に改める。

第16条第1項中「教育支援分野教職員支援チーム」を「教育支援分野福利・給与室」に改める。

附則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

公 告

民法 (明治29年法律第89号) 第34条の規定により公益法人の設立を次のとおり許可しました。 平成16年3月29日

三重県教育委員会

許 可 年 月 日 平成16年3月26日

法 人 の 名 称 社団法人三重県レクリエーション協会

事務所の所在地 三重県津市島崎町3番地1号

公立幼稚園の名称及び位置変更届を次のとおり受理しました。

平成16年3月29日

三重県教育委員会

	名	称	及び	位	置	変更しようとする日		変	更	Ø	理	由
変更前	更 三重県一志郡三雲町					₩####################################	2 幼稚園 (小野江・鵲幼稚園) と 1 保育園 (三雲北保育園) との合 築施設を、別敷地に建築し、供用					
変更後	北幼稚 三重県 大字肥	一志		町		平成16年4月1日 			と、別けるため		建栄し	, ж н

	名	称	及び	位	置	変更しようとする日	変	:	更	Ø	理	由
変更前	更 三重県一志郡三雲町					2 幼稚園(天白・米ノと1 保育園(三雲南保		保育園) との			
変更後	変 南幼稚園 更 三重県一志郡三雲町			│ 平成 16年4月1日 │	合築施設を、別敷地に建築し、供 用を開始するため。			: U、 [八				

公立幼稚園の廃止を次のとおり認可します。

平成16年3月29日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
三雲町立鵲幼稚園	平成16年3月31日	2 幼稚園 (小野江・鵲幼稚園) と 1 保育園 (三雲北保育園) との合 築施設を、別敷地に建築し、供用 を開始するため。
三雲町立米ノ庄幼稚園	平成16年3月31日	2 幼稚園 (天白・米ノ庄幼稚園) と1 保育園 (三雲南保育園) との 合築施設を、別敷地に建築し、供 用を開始するため。
嬉野町立中郷幼稚園	平成16年3月31日	園児数減少のため。
嬉野町立宇気郷幼稚園	平成16年3月31日	園児数減少のため。

公立学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成16年3月29日

三重県教育委員会

名 称		位置	変更しようとする日	変更の理由		
菰野町立	変更前	三重県三重郡菰野町 大字竹成2598番地の2	Writac/# 4 P 1 D	平成16、17年度に行 われる校舎の改築工 事によって新建物の		
竹永小学校	変更後	三重県三重郡菰野町 大字竹成2593番地 5	· 平成16年4月1日	建築場所が変更となるため。		

公立学校の名称変更届を次のとおり受理しました。

平成16年3月29日

三重県教育委員会

	名 称		変更しようとする日	変	更	Ø	理	由	
変更前	変 更 南島町立南島小学校 前		· 平成16年4月1日	南島小学校と南部小学校を統合す					
変更後	変 更 南島町立南島東小学校 後		一 	るため。					

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成16年3月29日

三重県教育委員会

名	称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
嬉野町立中郷小学杉	\$	平成 16 年 3 月 31 日	児童数減少のため。
嬉野町立宇気郷小学	校	平成 16 年 3 月 31日	児童数減少のため。
南島町立南部小学杉	ξ	平成 16 年 3 月 31日	学校統合のため。
青山町立阿保小学校	ŧ	平成16年3月31日	学校統合のため。
青山町立上津小学杉	ξ	平成16年3月31日	学校統合のため。
青山町立矢生小学校	ŧ	平成 16 年3月 31日	学校統合のため。
青山町立博要小学校	ŧ	平成 16 年3月 31日	学校統合のため。
青山町立高尾小学校	ŧ	平成 16 年3月 31日	学校統合のため。
熊野市立波田須小学	校	平成16年3月 31日	児童数減少により本校としての形 態維持が困難となったため。

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成16年3月29日

三重県教育委員会

名 称		設置しようとする日 設置		置	Ø	理	由
青山町立青山小学校		平成16年4月1日	学校統領	合のた。	め。		

公立学校の分校設置届を次のとおり受理しました。

平成16年3月29日

三重県教育委員会

名	称	設置しようとする日	設	<u> </u>	Ø	理	由
熊野市立新鹿小学校 波田須分校		平成16年4月1日	児童数 態維持 存続さ	が困難	となり		ての形 きとして

お 知 ら せ

平成16年3月26日付け三重県公報第1559号により、「三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の一部を改正する告示」が次のようにされました。

三重県告示第238号

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例 (平成4年三重県条例第32号) 第11条第2項の規定により、利用料金を平成16年3月22日承認し、同年4月1日から適用します。

平成16年3月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 管理受託者

財団法人三重県体育協会

2 施設の名称及び利用料金の額

三重県営鈴鹿スポーツガーデンのサッカー・ラグビー場

(1) 施設

		金額(円)	
区分		午後1時から 午後9時まで	
第3グランド	5,000	10,000	15,000
第4グランド	5,000	10,000	15,000

(2) 設備

ア メインサッカー・ラグビー場

	区	分	金額 (円)
	全部点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	9,000
	工品从以	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	152,000
照明灯	2分の1点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	4,500
照明为	2万の「無効	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	76,000
	3分の1点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	3,000
	3分の「魚灯	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	51,000

イ 第3グランド及び第4グランド

	区	分	金額 (円)
	全部点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	5,000
	工品从以	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	84,000
照明灯	3分の2点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	3,300
無明別	3月072 無別	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	56,000
	2分の1点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	2,500
	2カの「黒刈	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	42,000

正誤

平成14年1月4日付け教育公報号外に登載した発行日付中

ページ行誤正1枠外4日6日2枠外4日6日

平成15年11月27日付け 教				
ページ 1	行 2	誤 規則	正 お知らせ	
·	_	7073	<i>3/</i> 13 C	

 発
 行

 100
 津 市 広 明 町 13 番 地

 MKARITUKANI GRILL TUST
 三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷 有限会社第一プリント社